

大 個 審 第 3 2 号
(答 申 第 9 4 号)
平成 1 8 年 3 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 3 月 2 4 日付け高介第 2 6 8 6 号で諮問のありました「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」における大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号に規定する個人情報の本人以外からの収集及び第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 介護保険事業者に係る役員等及び介護支援専門員の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏洩、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム（以下「本システム」という。）におけるセキュリティ対策に万全を期すること。
- 2 本システムにより個人情報が本人外収集及びオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、収集・提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、あらゆる機会を通じて十分周知し、本人同意を得るよう努めること。
- 3 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 4 今後、本システムの内容が変更され、収集・提供する個人情報の範囲が拡大する等の場合は、必要に応じ、改めて本審議会に諮問すること。